

連結決算の状況

■業績の状況（連結）

当第2四半期連結累計期間（令和3年4月1日～令和3年9月30日）におけるわが国の経済は、緩やかな回復基調で推移しましたが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けており、感染拡大に伴う緊急事態宣言等で経済活動が制限されるなか、個人消費や雇用情勢が弱い動きとなっておりました。また、半導体を始めとする材料不足や米中の対立激化等、新型コロナウイルス感染症の他にも多くの問題を抱えており、景気の先行きは不透明な状況にあります。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、金融サービスを通じて、お客さまや地域社会を支え続けていくことが強く求められております。

こうしたなか、当社は、平成31年4月よりスタートさせた第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ～ 変わる“トモニ” 変わらぬ“ともに” ～』に基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、4つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めております。

このような環境を踏まえ、当第2四半期連結累計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

イ. 損益の状況

当第2四半期連結累計期間における損益状況は、経常収益は、貸出金利息、役員取引等収益及び国債等債券償還益が増加したものの、有価証券利息配当金、国債等債券売却益及び株式等売却益が減少したこと等により、前第2四半期連結累計期間比2,071百万円減少して33,526百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損、株式等売却損、株式等償却及び与信関連費用が減少したこと等により、同4,531百万円減少して24,361百万円となりました。その結果、経常利益は同2,460百万円増加して9,164百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同2,225百万円増加して6,795百万円となりました。

ロ. 主要勘定の状況

当第2四半期連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、資産の部合計は前連結会計年度末比1,934億円増加して4兆6,013億円となり、純資産の部合計は同77億円増加して2,508億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同1,521億円増加して4兆483億円、貸出金残高は同659億円増加して3兆1,496億円、有価証券残高は同127億円増加して7,121億円となりました。

ハ. キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において営業活動の結果獲得した資金は128,552百万円となり、前第2四半期連結累計期間比95,496百万円の収入減少となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、預金の増加による収入が減少したこと等によるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果支出した資金は13,203百万円となり、前第2四半期連結累計期間比6,238百万円の支出減少となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、有価証券の取得による支出が減少したこと等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果支出した資金は739百万円となり、前第2四半期連結累計期間比40百万円の支出増加となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、自己株式の取得による支出が増加したこと等によるものであります。

④ 現金及び現金同等物の増減状況

上記の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比114,615百万円増加し、629,320百万円となりました。

■主要な経営指標等の推移（連結）

| | | 平成31年度 中間期 | 令和2年度 中間期 | 令和3年度 中間期 | 平成31年度 | 令和2年度 |
|----------------------|-----|---------------|--------------|--------------|-----------|-----------|
| 連結経常収益 | 百万円 | 34,681 | 35,597 | 33,526 | 71,033 | 70,687 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 7,590 | 6,704 | 9,164 | 11,378 | 14,493 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | 百万円 | 6,038 | 4,570 | 6,795 | — | — |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 百万円 | — | — | — | 8,136 | 9,984 |
| 連結中間包括利益 | 百万円 | 12,862 | 13,223 | 8,260 | — | — |
| 連結包括利益 | 百万円 | — | — | — | △4,160 | 24,034 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 238,840 | 232,971 | 250,849 | 220,003 | 243,183 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 3,951,743 | 4,312,972 | 4,601,327 | 3,993,190 | 4,407,903 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 1,452.98 | 1,432.03 | 1,540.69 | 1,360.95 | 1,494.87 |
| 1株当たり中間純利益 | 円 | 37.25 | 28.67 | 42.47 | — | — |
| 1株当たり当期純利益 | 円 | — | — | — | 50.57 | 62.51 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 | 円 | 36.57 | 28.12 | 41.61 | — | — |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 円 | — | — | — | 49.59 | 61.26 |
| 自己資本比率 | % | 5.94 | 5.30 | 5.36 | 5.41 | 5.42 |
| 連結自己資本比率（国内基準） | % | 8.75 | 8.76 | 8.85 | 8.52 | 8.82 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 10,389 | 224,048 | 128,552 | △5,917 | 228,257 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 33,060 | △19,441 | △13,203 | 27,081 | △42,814 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | △1,280 | △699 | △739 | △3,166 | △1,387 |
| 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 | 百万円 | 354,820 | 534,555 | 629,320 | 330,644 | 514,705 |
| 従業員数 | 人 | 2,432 | 2,380 | 2,364 | 2,270 | 2,282 |
| [外、平均臨時従業員数] | 人 | [309] | [289] | [275] | [291] | [286] |

（注）1. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計—（中間）期末新株予約権—（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。

当社は、国内基準を採用しております。

■金融商品取引法に基づく監査を受けている旨（連結）

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、令和2年度中間期及び令和3年度中間期の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

■セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | その他 | 合計 | 調整額 | 中間連結財務諸表計上額 |
|--------------------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|----------|-------------|
| | 銀行業 | リース業 | 計 | | | | |
| 経常収益 | | | | | | | |
| 外部顧客に対する経常収益 | 32,028 | 3,045 | 35,073 | 523 | 35,597 | — | 35,597 |
| セグメント間の内部経常収益 | 111 | 73 | 185 | 1,855 | 2,040 | △2,040 | — |
| 計 | 32,140 | 3,119 | 35,259 | 2,378 | 37,637 | △2,040 | 35,597 |
| セグメント利益 | 6,503 | 85 | 6,588 | 931 | 7,519 | △815 | 6,704 |
| セグメント資産 | 4,301,311 | 16,242 | 4,317,553 | 103,162 | 4,420,716 | △107,743 | 4,312,972 |
| セグメント負債 | 4,075,710 | 13,596 | 4,089,306 | 7,448 | 4,096,755 | △16,754 | 4,080,000 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 918 | 13 | 932 | 20 | 952 | △7 | 944 |
| 資金運用収益 | 24,162 | 12 | 24,175 | 858 | 25,033 | △871 | 24,161 |
| 資金調達費用 | 822 | 43 | 865 | 16 | 882 | △47 | 834 |
| 特別利益 | 24 | — | 24 | — | 24 | — | 24 |
| 特別損失 | 276 | — | 276 | 0 | 276 | — | 276 |
| 減損損失 | 225 | — | 225 | — | 225 | — | 225 |
| 税金費用 | 1,787 | 3 | 1,791 | 47 | 1,839 | 3 | 1,842 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 1,224 | 44 | 1,269 | 1 | 1,270 | — | 1,270 |

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△815百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2)セグメント資産の調整額△107,743百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3)セグメント負債の調整額△16,754百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4)減価償却費の調整額のうち9百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△17百万円はセグメント間取引消去であります。

(5)資金運用収益の調整額△871百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6)資金調達費用の調整額△47百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7)税金費用の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | その他 | 合計 | 調整額 | 中間連結財務諸表計上額 |
|--------------------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|----------|-------------|
| | 銀行業 | リース業 | 計 | | | | |
| 経常収益 | | | | | | | |
| 外部顧客に対する経常収益 | 29,732 | 3,301 | 33,033 | 492 | 33,526 | — | 33,526 |
| セグメント間の内部経常収益 | 109 | 50 | 159 | 1,672 | 1,831 | △1,831 | — |
| 計 | 29,841 | 3,351 | 33,193 | 2,164 | 35,357 | △1,831 | 33,526 |
| セグメント利益又は損失（△） | 9,120 | △31 | 9,089 | 770 | 9,860 | △696 | 9,164 |
| セグメント資産 | 4,586,857 | 17,220 | 4,604,078 | 103,192 | 4,707,271 | △105,943 | 4,601,327 |
| セグメント負債 | 4,345,234 | 14,414 | 4,359,648 | 7,132 | 4,366,781 | △16,302 | 4,350,478 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 951 | 13 | 964 | 22 | 986 | △8 | 978 |
| 資金運用収益 | 23,583 | 8 | 23,592 | 689 | 24,281 | △703 | 23,577 |
| 資金調達費用 | 597 | 43 | 641 | 13 | 654 | △43 | 611 |
| 特別利益 | 205 | — | 205 | — | 205 | — | 205 |
| 特別損失 | 207 | — | 207 | 0 | 207 | — | 207 |
| 減損損失 | 78 | — | 78 | — | 78 | — | 78 |
| 税金費用 | 2,375 | △50 | 2,324 | 35 | 2,360 | △9 | 2,350 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 854 | 5 | 860 | 97 | 957 | △46 | 910 |

- （注） 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。
3. 調整額は、次のとおりであります。
- (1)セグメント利益の調整額△696百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (2)セグメント資産の調整額△105,943百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (3)セグメント負債の調整額△16,302百万円は、セグメント間取引消去等であります。
 - (4)減価償却費の調整額のうち9百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△18百万円はセグメント間取引消去であります。
 - (5)資金運用収益の調整額△703百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (6)資金調達費用の調整額△43百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (7)税金費用の調整額△9百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△46百万円はセグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 貸出業務 | 有価証券 投資業務 | リース業務 | その他 | 合計 |
|--------------|--------|--------------|-------|-------|--------|
| 外部顧客に対する経常収益 | 19,434 | 8,322 | 3,033 | 4,807 | 35,597 |

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 貸出業務 | 有価証券 投資業務 | リース業務 | その他 | 合計 |
|--------------|--------|--------------|-------|-------|--------|
| 外部顧客に対する経常収益 | 19,681 | 4,714 | 3,293 | 5,836 | 33,526 |

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | その他 | 合計 | 調整額 | 中間連結財務 諸表計上額 |
|------|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| | 銀行業 | リース業 | 計 | | | | |
| 減損損失 | 225 | — | 225 | — | 225 | — | 225 |

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | その他 | 合計 | 調整額 | 中間連結財務 諸表計上額 |
|------|---------|------|----|-----|----|-----|-----------------|
| | 銀行業 | リース業 | 計 | | | | |
| 減損損失 | 78 | — | 78 | — | 78 | — | 78 |

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当ありません。

■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

| | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|------------|-----------|-----------|
| 破綻先債権額 | 1,763 | 2,192 |
| 延滞債権額 | 45,787 | 45,777 |
| 3ヵ月以上延滞債権額 | 154 | 44 |
| 貸出条件緩和債権額 | 4,555 | 9,428 |
| 合計 | 52,260 | 57,442 |
| 部分直接償却実施額 | 11,312 | 10,242 |
| 貸出金残高（未残） | 2,997,242 | 3,149,610 |
| リスク管理債権比率 | 1.74% | 1.82% |

（注）リスク管理債権の定義

(1)破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法などの開始の申立てがあったなどの事由に該当する債務者に対する貸出金。

(2)延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。

(3)3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金。

(4)貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金。

中間連結財務諸表

■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和2年度中間期 (令和2年9月30日) | 令和3年度中間期 (令和3年9月30日) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金預け金 | 539,763 | 634,534 |
| コールローン及び買入手形 | 5,000 | — |
| 商品有価証券 | 497 | 470 |
| 金銭の信託 | 7,908 | 7,442 |
| 有価証券 | 664,303 | 712,191 |
| 貸出金 | 2,997,242 | 3,149,610 |
| 外国為替 | 8,340 | 8,043 |
| リース債権及びリース投資資産 | 9,305 | 9,899 |
| その他資産 | 53,188 | 49,200 |
| 有形固定資産 | 35,819 | 36,498 |
| 無形固定資産 | 1,634 | 1,308 |
| 退職給付に係る資産 | 3,227 | 5,512 |
| 繰延税金資産 | 154 | 224 |
| 支払承諾見返 | 8,368 | 8,460 |
| 貸倒引当金 | △21,781 | △22,070 |
| 資産の部合計 | 4,312,972 | 4,601,327 |

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和2年度中間期 (令和2年9月30日) | 令和3年度中間期 (令和3年9月30日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 預金 | 3,753,939 | 3,923,397 |
| 譲渡性預金 | 89,050 | 124,988 |
| コールマネー及び売渡手形 | 60,580 | — |
| 借入金 | 137,190 | 257,578 |
| 外国為替 | 25 | 0 |
| その他負債 | 25,893 | 28,444 |
| 賞与引当金 | 315 | 325 |
| 役員賞与引当金 | 51 | 47 |
| 退職給付に係る負債 | 160 | 156 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 343 | 255 |
| 偶発損失引当金 | 149 | 136 |
| 繰延税金負債 | 3,063 | 5,869 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 869 | 817 |
| 支払承諾 | 8,368 | 8,460 |
| 負債の部合計 | 4,080,000 | 4,350,478 |
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 25,000 | 25,000 |
| 資本剰余金 | 25,808 | 25,806 |
| 利益剰余金 | 165,867 | 176,826 |
| 自己株式 | △1,565 | △1,350 |
| 株主資本合計 | 215,109 | 226,281 |
| その他有価証券評価差額金 | 12,997 | 18,370 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0 | 0 |
| 土地再評価差額金 | 1,522 | 1,426 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △655 | 718 |
| その他の包括利益累計額合計 | 13,864 | 20,515 |
| 新株予約権 | 1,224 | 1,215 |
| 非支配株主持分 | 2,773 | 2,836 |
| 純資産の部合計 | 232,971 | 250,849 |
| 負債及び純資産の部合計 | 4,312,972 | 4,601,327 |

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和2年度中間期 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日) | 令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) |
|-----------------|---|---|
| 経常収益 | 35,597 | 33,526 |
| 資金運用収益 | 24,161 | 23,577 |
| (うち貸出金利息) | (19,434) | (19,681) |
| (うち有価証券利息配当金) | (4,619) | (3,698) |
| 役員取引等収益 | 4,297 | 5,192 |
| その他業務収益 | 4,473 | 4,086 |
| その他経常収益 | 2,664 | 668 |
| 経常費用 | 28,892 | 24,361 |
| 資金調達費用 | 834 | 611 |
| (うち預金利息) | (738) | (566) |
| 役員取引等費用 | 2,136 | 2,026 |
| その他業務費用 | 5,597 | 3,330 |
| 営業経費 | 16,863 | 17,031 |
| その他経常費用 | 3,461 | 1,362 |
| 経常利益 | 6,704 | 9,164 |
| 特別利益 | 24 | 205 |
| 固定資産処分益 | 24 | 205 |
| 特別損失 | 276 | 207 |
| 固定資産処分損 | 51 | 129 |
| 減損損失 | 225 | 78 |
| 税金等調整前中間純利益 | 6,452 | 9,162 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,391 | 2,178 |
| 法人税等調整額 | 450 | 172 |
| 法人税等合計 | 1,842 | 2,350 |
| 中間純利益 | 4,609 | 6,811 |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | 39 | 15 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | 4,570 | 6,795 |

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和2年度中間期 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日) | 令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) |
|----------------|---|---|
| 中間純利益 | 4,609 | 6,811 |
| その他の包括利益 | 8,613 | 1,448 |
| その他有価証券評価差額金 | 8,530 | 1,515 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0 | △1 |
| 退職給付に係る調整額 | 82 | △65 |
| 中間包括利益 | 13,223 | 8,260 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | 13,086 | 8,279 |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | 137 | △19 |

■中間連結株主資本等変動計算書

令和2年度中間期（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------|--------|--------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 25,000 | 25,843 | 161,895 | △2,015 | 210,723 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △646 | | △646 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | | 4,570 | | 4,570 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | △35 | | 450 | 414 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 48 | | 48 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | △35 | 3,972 | 449 | 4,386 |
| 当中間期末残高 | 25,000 | 25,808 | 165,867 | △1,565 | 215,109 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-----------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 4,564 | 0 | 1,570 | △737 | 5,397 | 1,244 | 2,638 | 220,003 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △646 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | | | | | | | 4,570 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 414 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | | 48 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 8,432 | 0 | △48 | 82 | 8,467 | △20 | 134 | 8,581 |
| 当中間期変動額合計 | 8,432 | 0 | △48 | 82 | 8,467 | △20 | 134 | 12,968 |
| 当中間期末残高 | 12,997 | 0 | 1,522 | △655 | 13,864 | 1,224 | 2,773 | 232,971 |

令和3年度中間期（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------|--------|--------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 25,000 | 25,808 | 170,751 | △1,515 | 220,043 |
| 会計方針変更による累積的影響額 | | | △49 | | △49 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 25,000 | 25,808 | 170,701 | △1,515 | 219,994 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △647 | | △647 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | | 6,795 | | 6,795 |
| 自己株式の取得 | | | | △202 | △202 |
| 自己株式の処分 | | △2 | | 367 | 365 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △23 | | △23 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | △2 | 6,124 | 165 | 6,287 |
| 当中間期末残高 | 25,000 | 25,806 | 176,826 | △1,350 | 226,281 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-----------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 16,819 | 1 | 1,402 | 784 | 19,007 | 1,224 | 2,907 | 243,183 |
| 会計方針変更による累積的影響額 | | | | | | | △48 | △98 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 16,819 | 1 | 1,402 | 784 | 19,007 | 1,224 | 2,858 | 243,084 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △647 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | | | | | | | 6,795 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △202 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 365 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | | △23 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 1,550 | △1 | 23 | △65 | 1,508 | △8 | △22 | 1,476 |
| 当中間期変動額合計 | 1,550 | △1 | 23 | △65 | 1,508 | △8 | △22 | 7,764 |
| 当中間期末残高 | 18,370 | 0 | 1,426 | 718 | 20,515 | 1,215 | 2,836 | 250,849 |

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和2年度中間期 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日) | 令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前中間純利益 | 6,452 | 9,162 |
| 減価償却費 | 944 | 978 |
| 減損損失 | 225 | 78 |
| 貸倒引当金の増減(△) | △702 | △50 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | 3 | 10 |
| 役員賞与引当金の増減額(△は減少) | △42 | △55 |
| 退職給付に係る資産の増減額(△は増加) | △145 | △187 |
| 退職給付に係る負債の増減額(△は減少) | △16 | 1 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少) | △39 | △14 |
| 偶発損失引当金の増減額(△は減少) | △3 | △9 |
| 資金運用収益 | △24,161 | △23,577 |
| 資金調達費用 | 834 | 611 |
| 有価証券関係損益(△) | 934 | △579 |
| 金銭の信託の運用損益(△は益) | 1 | △41 |
| 為替差損益(△は益) | 1,653 | △938 |
| 固定資産処分損益(△は益) | 26 | △76 |
| 貸出金の純増(△)減 | △90,471 | △65,901 |
| 預金の純増減(△) | 224,375 | 96,104 |
| 譲渡性預金の純増減(△) | 19,115 | 56,009 |
| 借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△) | 79,399 | 54,760 |
| 預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減 | 1,541 | 225 |
| コールマネー等の純増減(△) | △21,186 | △23,000 |
| 外国為替(資産)の純増(△)減 | △2,360 | △1,535 |
| 外国為替(負債)の純増減(△) | 13 | △17 |
| リース債権及びリース投資資産の純増(△)減 | △367 | △239 |
| 資金運用による収入 | 24,681 | 23,992 |
| 資金調達による支出 | △867 | △744 |
| その他 | 4,733 | 6,151 |
| 小計 | 224,574 | 131,116 |
| 法人税等の支払額 | △526 | △2,563 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 224,048 | 128,552 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | △121,267 | △100,047 |
| 有価証券の売却による収入 | 44,536 | 36,750 |
| 有価証券の償還による収入 | 62,694 | 53,959 |
| 金銭の信託の増加による支出 | △4,400 | △5,545 |
| 金銭の信託の減少による収入 | — | 2,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △1,085 | △827 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 96 | 535 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △16 | △28 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △19,441 | △13,203 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 配当金の支払額 | △646 | △644 |
| 非支配株主への配当金の支払額 | △2 | △2 |
| 自己株式の取得による支出 | △0 | △202 |
| 自己株式の処分による収入 | 165 | 160 |
| リース債務の返済による支出 | △216 | △50 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △699 | △739 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 3 | 5 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 203,910 | 114,615 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 330,644 | 514,705 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 534,555 | 629,320 |

■注記事項（令和3年度中間期）

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

9社
株式会社徳島大正銀行
株式会社香川銀行
トモニシステムサービス株式会社
株式会社徳銀ビジネスサービス
香川ビジネスサービス株式会社
トモニリース株式会社
トモニカード株式会社
株式会社徳銀キャピタル

(2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：7年～50年

その他：3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- (5) 貸倒引当金の計上基準
 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,242百万円であります。
 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員賞与引当金の計上基準
 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
 偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (10) 退職給付に係る会計処理の方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
 過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により損益処理
 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から翌連結会計年度から損益処理
 なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (11) 収益及び費用の計上基準
 ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
 (イ) 金利リスク・ヘッジ
 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
 銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (15) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
 投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益353百万円（前中間連結会計期間779百万円）を計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、当社の連結子会社におけるクレジットカードの年会費について、従来は受取時に一括して収益認識を行っていましたが、当中間連結会計期間から経過期間に応じて収益認識を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が49百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間の中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間連結会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社グループの業績や株価価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は令和5年12月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当中間連結会計期間末567百万円、1,410千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当中間連結会計期間末において総額法の適用により計上された借入金はありません。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当中間連結会計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、前連結会計年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況」中の「1(1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載した内容から重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額
出資金 172百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

| | |
|--------|-----------|
| 破綻先債権額 | 2,192百万円 |
| 延滞債権額 | 45,777百万円 |

 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

| | |
|------------|-------|
| 3ヵ月以上延滞債権額 | 44百万円 |
|------------|-------|

 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

| | |
|-----------|----------|
| 貸出条件緩和債権額 | 9,428百万円 |
|-----------|----------|

 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

| | |
|-----|-----------|
| 合計額 | 57,442百万円 |
|-----|-----------|

 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

| | |
|--|----------|
| | 8,713百万円 |
|--|----------|

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 260,585百万円 |
| 貸出金 | 12,950百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 249,000百万円 |

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。

| | |
|-------|-----------|
| 預け金 | 119百万円 |
| その他資産 | 31,520百万円 |

 また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 保証金 | 767百万円 |
|-----|--------|

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|-----------------|------------|
| 融資未実行残高 | 442,951百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの | 428,000百万円 |

 （又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|--|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 2,958百万円 |
10. 有形固定資産の減価償却累計額
減価償却累計額 28,491百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 1,800百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 45,733百万円

（中間連結損益計算書関係）

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。
給与・手当 7,339百万円
2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
償却債権取立益 266百万円
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸出金償却 257百万円
貸倒引当金繰入額 798百万円
株式等売却損 142百万円
株式等償却 9百万円

4. 減損損失

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額78百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地65百万円及び建物12百万円であります。

| 用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 |
|------|-------|------|-------|
| 稼動資産 | 営業用店舗 | 香川県内 | 76百万円 |
| 稼動資産 | 営業用店舗 | 徳島県内 | 1百万円 |

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
|-------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 163,728 | — | — | 163,728 | |
| 合計 | 163,728 | — | — | 163,728 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 3,814 | 680 | 951 | 3,542 | (注) |
| 合計 | 3,814 | 680 | 951 | 3,542 | |

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加680千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加679千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であり、減少951千株は新株予約権の権利行使による減少426千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少525千株であります。
2. 従業員持株ESOP信託所有の自己株式は、当連結会計年度期首株式数に1,936千株及び当中間連結会計期間末株式数に1,410千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | 当中間連結会 計期間末残高 (百万円) | 摘要 |
|----|-------------------------|--------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|----|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当中間連結会計期間 増加 | 当中間連結会計期間 減少 | | |
| 当社 | ストック・オプション としての新株予約権 | | — | — | — | 1,215 | |
| | 合計 | | — | — | — | 1,215 | |

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|
| 令和3年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 647 | 4.00 | 令和3年3月31日 | 令和3年6月30日 |

(注) 令和3年6月29日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金7百万円を含めております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-----------|-----------|
| 令和3年11月12日 取締役会 | 普通株式 | 727 | 利益剰余金 | 4.50 | 令和3年9月30日 | 令和3年12月8日 |

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金6百万円を含めております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-----------------|------------|
| 現金預け金勘定 | 634,534百万円 |
| 日本銀行への預け金以外の預け金 | △5,214百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 629,320百万円 |

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|-----|--------|
| 1年内 | 89百万円 |
| 1年超 | 771百万円 |
| 合計 | 861百万円 |

(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

| | |
|------------|-----------|
| リース料債権部分 | 10,702百万円 |
| 見積残存価額部分 | 5百万円 |
| 受取利息配当額(△) | 890百万円 |
| リース投資資産 | 9,817百万円 |

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間(連結会計年度)末日後の回収予定額

| | リース債権 | リース投資資産 |
|---------|-------|----------|
| 1年以内 | 26百万円 | 3,283百万円 |
| 1年超2年以内 | 22百万円 | 2,696百万円 |
| 2年超3年以内 | 17百万円 | 2,026百万円 |
| 3年超4年以内 | 17百万円 | 1,384百万円 |
| 4年超5年以内 | 2百万円 | 760百万円 |
| 5年超 | 1百万円 | 550百万円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)及び、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

| | 中間連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|--------------|-----------|--------|
| (1) 商品有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 470 | 470 | — |
| (2) 金銭の信託 | 7,442 | 7,442 | — |
| (3) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 24,779 | 24,833 | 54 |
| その他有価証券 | 676,175 | 676,175 | — |
| (4) 貸出金 | 3,149,610 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △21,489 | | |
| | 3,128,120 | 3,139,634 | 11,514 |
| 資産計 | 3,836,988 | 3,848,557 | 11,568 |
| (1) 預金 | 3,923,397 | 3,923,836 | 439 |
| (2) 譲渡性預金 | 124,988 | 124,994 | 6 |
| (3) 借入金 | 257,578 | 257,593 | 14 |
| 負債計 | 4,305,963 | 4,306,423 | 460 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (1,719) | (1,719) | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (9) | (9) | — |
| デリバティブ取引計 | (1,729) | (1,729) | — |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

| 区分 | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) |
|---------------|-------------------|
| 非上場株式(*1)(*2) | 8,143 |
| 組合出資金(*3) | 3,092 |

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について9百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|--------------|---------|---------|--------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託 | — | 7,442 | — | 7,442 |
| 商品有価証券及び有価証券 | | | | |
| 売買目的有価証券 | | | | |
| 国債・地方債等 | 180 | 290 | — | 470 |
| その他有価証券 | | | | |
| 国債・地方債等 | 61,062 | 164,435 | — | 225,497 |
| 社債 | — | 107,992 | 21,210 | 129,203 |
| 株式 | 46,079 | — | — | 46,079 |
| その他 | 51,029 | 114,016 | — | 165,046 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | — | 112 | — | 112 |
| 資産計 | 158,350 | 394,290 | 21,210 | 573,851 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 金利関連 | — | 3 | — | 3 |
| 通貨関連 | — | 1,837 | — | 1,837 |
| 負債計 | — | 1,841 | — | 1,841 |

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は110,349百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 社債 | — | — | 24,833 | 24,833 |
| 貸出金 | — | — | 3,139,634 | 3,139,634 |
| 資産計 | — | — | 3,164,468 | 3,164,468 |
| 預金 | — | 3,923,836 | — | 3,923,836 |
| 譲渡性預金 | — | 124,994 | — | 124,994 |
| 借入金 | — | 249,000 | 8,592 | 257,593 |
| 負債計 | — | 4,297,831 | 8,592 | 4,306,423 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約等）であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

（注2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

| 区分 | 評価技法 | 重要な観察できないインプット | インプットの範囲 | インプットの加重平均 |
|------------------------|--------|----------------|-------------|------------|
| 有価証券 その他有価証券 私募債 | 現在価値技法 | 信用スプレッド | 0.00%～3.27% | 0.09% |

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

| | 期首残高 | 当期の損益又はその他の包括利益 | | 購入、売却、発行及び決済の純額 | レベル3の時価への振替 | レベル3の時価からの振替 | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 |
|------------------------|--------|-----------------|----------------|-----------------|-------------|--------------|--------|---|
| | | 損益に計上 | その他の包括利益に計上（*） | | | | | |
| 有価証券 その他有価証券 私募債 | 20,171 | — | 0 | 1,038 | — | — | 21,210 | — |

（*）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(ストック・オプション等関係)

 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
 営業経費 87百万円

2. スtock・オプションの内容

| 令和3年ストック・オプション | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役28名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1 | 普通株式 589,000株 |
| 付与日 | 令和3年7月21日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 令和3年7月26日～令和33年7月25日 |
| 権利行使価格(注) 2 | 1株当たり 1円 |
| 付与日における公正な評価単価(注) 2 | 1株当たり 246円 |

 (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 2. 1株当たり換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

 当該資産除去債務の総額の増減
 期首残高 488百万円
 時の経過による調整額 1百万円
 資産除去債務の履行による減少額 76百万円
 期末残高 412百万円
(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| 区分 | 当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) |
|-----------------|--|
| 役務取引等収益 | 3,573 |
| 預金・貸出金業務 | 384 |
| 為替業務 | 869 |
| 証券関連業務 | 432 |
| 代理業務 | 78 |
| 保護預り・貸金庫業務 | 37 |
| その他業務 | 1,771 |
| 顧客との契約から生じる経常収益 | 3,573 |
| 上記以外の経常収益 | 29,952 |

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

 1. 1株当たり純資産額
 1株当たり純資産額 1,540円69銭

 (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
 純資産の部の合計額 250,849百万円
 純資産の部の合計額から控除する金額 4,051百万円
 うち新株予約権 1,215百万円
 うち非支配株主持分 2,836百万円
 普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 246,797百万円
 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間
 期末(期末)の普通株式の数 160,185千株

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益 42円47銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益 6,795百万円

普通株主に帰属しない金額 1百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 6,795百万円

普通株式の期中平均株式数 159,983千株

(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 41円61銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益調整額 1百万円

普通株式増加数 3,321千株

うち新株予約権 3,321千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

3. 従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、中間期末(期末)発行済株式数から控除する自己株式に含めております(当中間連結会計期間1,410千株)。

また、同株式を、「1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当中間連結会計期間1,690千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

時価等情報（連結）

■ 有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

| | 種類 | 令和2年度中間期 | | | 令和3年度中間期 | | |
|------------------------|------|--------------|--------|------|--------------|--------|------|
| | | 中間連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 中間連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 13,723 | 13,916 | 192 | 15,647 | 15,809 | 162 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | 13,723 | 13,916 | 192 | 15,647 | 15,809 | 162 |
| 時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 5,731 | 5,591 | △140 | 9,131 | 9,023 | △108 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | 5,731 | 5,591 | △140 | 9,131 | 9,023 | △108 |
| 合計 | | 19,455 | 19,508 | 52 | 24,779 | 24,833 | 54 |

2. その他有価証券

（単位：百万円）

| | 種類 | 令和2年度中間期 | | | 令和3年度中間期 | | |
|--------------------------|------|--------------|---------|--------|--------------|---------|--------|
| | | 中間連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 中間連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 25,686 | 15,287 | 10,399 | 35,040 | 22,193 | 12,846 |
| | 債券 | 177,479 | 176,053 | 1,425 | 192,969 | 191,781 | 1,187 |
| | 国債 | 58,204 | 57,540 | 663 | 44,182 | 43,777 | 404 |
| | 地方債 | 56,525 | 56,294 | 230 | 83,500 | 83,305 | 195 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 62,749 | 62,218 | 531 | 65,286 | 64,698 | 587 |
| | その他 | 181,745 | 169,163 | 12,582 | 196,117 | 179,648 | 16,469 |
| | 小計 | 384,911 | 360,504 | 24,407 | 424,127 | 393,623 | 30,503 |
| 中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 10,874 | 12,225 | △1,351 | 11,039 | 12,047 | △1,007 |
| | 債券 | 153,871 | 154,987 | △1,116 | 161,731 | 162,217 | △485 |
| | 国債 | 21,734 | 22,028 | △293 | 16,879 | 17,036 | △156 |
| | 地方債 | 51,533 | 51,570 | △37 | 80,934 | 81,007 | △72 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 80,603 | 81,388 | △785 | 63,916 | 64,173 | △256 |
| | その他 | 84,477 | 87,346 | △2,868 | 79,666 | 81,949 | △2,282 |
| | 小計 | 249,222 | 254,559 | △5,336 | 252,437 | 256,213 | △3,776 |
| 合計 | | 634,134 | 615,063 | 19,070 | 676,564 | 649,836 | 26,727 |

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前中間連結会計期間における減損処理額は、878百万円（うち株式878百万円）であります。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| 種類 | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|--|----------|----------|
| 評価差額 | 19,072 | 26,727 |
| その他有価証券 | 19,072 | 26,727 |
| その他の金銭の信託 | — | — |
| (△) 繰延税金負債 | 5,810 | 8,110 |
| その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前） | 13,261 | 18,616 |
| (△) 非支配株主持分相当額 | 264 | 246 |
| (+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | — | — |
| その他有価証券評価差額金 | 12,997 | 18,370 |

（注）評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額令和2年度中間期1百万円（益）、令和3年度中間期△0百万円（損）を含めております。

デリバティブ取引関係（連結）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

（単位：百万円）

| 区分 | 種類 | 令和2年度中間期 | | | | 令和3年度中間期 | | | |
|----|-----------|----------|---------------|----|------|----------|---------------|----|------|
| | | 契約額等 | 契約額等のうち1年超のもの | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超のもの | 時価 | 評価損益 |
| 店頭 | 金利スワップ | | | | | | | | |
| | 受取変動・支払固定 | 592 | 592 | △7 | △7 | 584 | 84 | △3 | △3 |
| 合計 | | | | △7 | △7 | | | △3 | △3 |

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 令和2年度中間期 | | | | 令和3年度中間期 | | | |
|----|------|----------|-------------------|------|------|----------|-------------------|--------|--------|
| | | 契約額等 | 契約額等のうち 1年超のもの | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | 契約額等のうち 1年超のもの | 時価 | 評価損益 |
| 店頭 | 為替予約 | | | | | | | | |
| | 売建 | 109,075 | 132 | △342 | △342 | 162,325 | 252 | △1,785 | △1,785 |
| | 買建 | 5,698 | 133 | 170 | 170 | 2,112 | 251 | 69 | 69 |
| 合計 | | | | △171 | △171 | | | △1,715 | △1,715 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 令和2年度中間期 | | | | 令和3年度中間期 | | | |
|-------------|-----------|----------|------|-------------------|-----|----------|------|-------------------|-----|
| | | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち 1年超のもの | 時価 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち 1年超のもの | 時価 |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ | | | | | | | | |
| | 受取変動・支払固定 | 貸出金 | 618 | 260 | (注) | 貸出金 | 237 | — | (注) |
| 合計 | | | | | — | | | | — |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 令和2年度中間期 | | | | 令和3年度中間期 | | | |
|----------|----------|----------|------|-------------------|----|----------|------|-------------------|----|
| | | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち 1年超のもの | 時価 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち 1年超のもの | 時価 |
| 原則的処理方法 | 資金関連スワップ | 外貨建の貸出金 | 442 | — | 2 | 外貨建の貸出金 | 441 | — | △9 |
| 合計 | | | | | 2 | | | | △9 |

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況（連結）

当社グループは、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び子会社等の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当社グループは、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことで、

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

| 項目 | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|--|----------|----------|
| コア資本に係る基礎項目（1） | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | 214,460 | 225,554 |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | 50,808 | 50,806 |
| うち、利益剰余金の額 | 165,867 | 176,826 |
| うち、自己株式の額（△） | 1,565 | 1,350 |
| うち、社外流出予定額（△） | 649 | 727 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 | △655 | 718 |
| うち、為替換算調整勘定 | — | — |
| うち、退職給付に係るものの額 | △655 | 718 |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 | 1,224 | 1,215 |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 11,803 | 11,038 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 11,803 | 11,038 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 1,800 | 1,800 |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 430 | 302 |
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 1,003 | 777 |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 230,067 | 241,407 |
| コア資本に係る調整項目（2） | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額 | 1,135 | 909 |
| うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 1,135 | 909 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | 19 | 122 |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 退職給付に係る資産の額 | 2,244 | 3,833 |
| 自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | 0 | 0 |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | — | — |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 3,400 | 4,866 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 226,666 | 236,541 |

(単位：百万円)

| 項目 | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 2,488,111 | 2,574,021 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △3,538 | △1,299 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △3,756 | △1,500 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 217 | 200 |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 97,992 | 97,858 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二) | 2,586,104 | 2,671,879 |
| 連結自己資本比率 | | |
| 連結自己資本比率 ((ハ)／(二)) | 8.76% | 8.85% |

■ 定量的な開示事項

■ その他金融機関等（告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

| 項目 | 令和2年度中間期 | | 令和3年度中間期 | |
|--|-----------|---------|-----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| 【資産（オン・バランス）項目】 | | | | |
| 現金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 10,365 | 414 | 13,697 | 547 |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 259 | 10 | — | — |
| 国際開発銀行向け | 262 | 10 | 269 | 10 |
| 地方公共団体金融機構向け | 1,650 | 66 | 1,879 | 75 |
| 我が国の政府関係機関向け | 5,972 | 238 | 2,461 | 98 |
| 地方三公社向け | — | — | — | — |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 19,120 | 764 | 13,440 | 537 |
| 法人等向け | 1,203,385 | 48,135 | 1,251,846 | 50,073 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 486,308 | 19,452 | 487,908 | 19,516 |
| 抵当権付住宅ローン | 82,265 | 3,290 | 92,595 | 3,703 |
| 不動産取得等事業向け | 489,476 | 19,579 | 506,058 | 20,242 |
| 三月以上延滞等 | 3,412 | 136 | 1,807 | 72 |
| 取立未済手形 | — | — | — | — |
| 信用保証協会等による保証付 | 9,871 | 394 | 11,317 | 452 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — |
| 出資等 | 36,238 | 1,449 | 42,384 | 1,695 |
| （うち出資等のエクスポージャー） | 36,238 | 1,449 | 42,384 | 1,695 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | — | — | — | — |
| 上記以外 | 73,475 | 2,939 | 70,905 | 2,836 |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | 6,260 | 250 | 2,500 | 100 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 11,515 | 460 | 11,514 | 460 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー） | — | — | — | — |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー） | — | — | — | — |
| （うち上記以外のエクスポージャー） | 55,699 | 2,227 | 56,890 | 2,275 |
| 証券化 | — | — | — | — |
| （うちSTC要件適用分） | — | — | — | — |
| （うち非STC要件適用分） | — | — | — | — |
| 再証券化 | — | — | — | — |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 49,963 | 1,998 | 55,857 | 2,234 |
| （うちレック・スルー方式） | 49,948 | 1,997 | 55,777 | 2,231 |
| （うちマンデート方式） | 14 | 0 | 79 | 3 |
| （うち蓋然性方式（250%）） | — | — | — | — |
| （うち蓋然性方式（400%）） | — | — | — | — |
| （うちフォールバック方式（1250%）） | — | — | — | — |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 217 | 8 | 200 | 8 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △3,756 | △150 | △1,500 | △60 |
| 資産（オン・バランス）計 | 2,468,489 | 98,739 | 2,551,130 | 102,045 |

(単位：百万円)

| 項目 | 令和2年度中間期 | | 令和3年度中間期 | |
|---|-----------|---------|-----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| 【オフ・バランス取引等項目】 | | | | |
| 原契約期間が1年以下のコミットメント | 722 | 28 | 489 | 19 |
| 短期の貿易関連偶発債務 | 109 | 4 | 143 | 5 |
| 特定の取引に係る偶発債務 | 964 | 38 | 1,069 | 42 |
| 原契約期間が1年超のコミットメント | 8,224 | 328 | 7,631 | 305 |
| 信用供与に直接的に代替する偶発債務 | 5,090 | 203 | 4,627 | 185 |
| 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 | — | — | — | — |
| 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 | 371 | 14 | 348 | 13 |
| 派生商品取引 | 1,655 | 66 | 3,432 | 137 |
| オフ・バランス取引等 計 | 17,138 | 685 | 17,741 | 709 |
| 【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式) | 2,483 | 99 | 5,148 | 205 |
| 【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】 | — | — | — | — |
| 合計 | 2,488,111 | 99,524 | 2,574,021 | 102,960 |

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

| 項目 | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|---|----------|----------|
| | 所要自己資本額 | 所要自己資本額 |
| 信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法) | 99,524 | 102,960 |
| オペレーショナル・リスク (基礎的手法) | 3,919 | 3,914 |
| 合計 | 103,444 | 106,875 |

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

（単位：百万円）

| | 令和2年度中間期 | | | | | 令和3年度中間期 | | | | |
|---------------|--------------------------|-----------|------------|-------|---------------------------|--------------------------|-----------|------------|--------|---------------------------|
| | 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高 | | | | 三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3) | 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高 | | | | 三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3) |
| | 貸出金等(注1) | 債券 | 派生商品取引(注2) | | | 貸出金等(注1) | 債券 | 派生商品取引(注2) | | |
| 国内計 | 4,162,365 | 2,939,601 | 478,047 | 3,700 | 3,786 | 4,502,133 | 3,079,384 | 527,303 | 4,570 | 2,348 |
| 国外計 | 222,767 | 79,302 | 137,159 | 3,441 | — | 250,284 | 92,423 | 144,193 | 10,833 | — |
| 地域別合計 | 4,385,132 | 3,018,904 | 615,207 | 7,142 | 3,786 | 4,752,417 | 3,171,807 | 671,496 | 15,404 | 2,348 |
| 製造業 | 244,059 | 191,296 | 32,029 | 2 | 227 | 238,588 | 187,724 | 28,540 | 0 | 16 |
| 農業、林業 | 9,169 | 8,688 | 480 | — | 0 | 10,153 | 9,641 | 480 | — | 4 |
| 漁業 | 4,706 | 3,928 | 730 | — | 9 | 4,675 | 3,892 | 730 | — | 8 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 7,207 | 7,207 | — | — | 12 | 7,132 | 6,927 | — | — | 10 |
| 建設業 | 177,511 | 167,329 | 9,481 | 0 | 282 | 200,395 | 189,208 | 8,885 | 0 | 254 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 53,918 | 44,251 | 7,658 | — | — | 57,566 | 49,497 | 6,169 | — | — |
| 情報通信業 | 24,581 | 18,033 | 4,891 | — | 1 | 25,132 | 18,686 | 4,595 | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 241,791 | 234,431 | 6,901 | 95 | — | 283,784 | 276,993 | 6,436 | 101 | — |
| 卸売業、小売業 | 238,347 | 226,531 | 10,101 | 1 | 558 | 251,784 | 237,753 | 11,214 | 2 | 451 |
| 金融業、保険業 | 540,200 | 57,633 | 130,553 | 7,036 | 151 | 626,345 | 53,433 | 95,465 | 15,295 | 93 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 781,674 | 765,092 | 14,916 | 5 | 533 | 841,415 | 823,718 | 16,474 | 3 | 603 |
| 各種サービス業 | 433,519 | 420,801 | 10,777 | — | 1,099 | 440,123 | 427,034 | 10,775 | — | 145 |
| 地方公共団体 | 255,184 | 126,786 | 128,228 | — | — | 296,690 | 115,853 | 180,676 | — | — |
| その他 | 1,373,261 | 746,891 | 258,456 | 0 | 908 | 1,468,628 | 771,442 | 301,052 | — | 759 |
| 業種別合計 | 4,385,132 | 3,018,904 | 615,207 | 7,142 | 3,786 | 4,752,417 | 3,171,807 | 671,496 | 15,404 | 2,348 |
| 1年以下 | 810,121 | 674,695 | 133,506 | 1,364 | — | 776,411 | 705,268 | 69,187 | 1,511 | — |
| 1年超3年以下 | 373,208 | 246,425 | 126,704 | 14 | — | 376,137 | 264,049 | 111,974 | 41 | — |
| 3年超5年以下 | 384,528 | 292,297 | 92,160 | — | — | 406,917 | 270,317 | 136,521 | — | — |
| 5年超7年以下 | 255,735 | 184,750 | 70,946 | — | — | 291,440 | 175,168 | 116,198 | — | — |
| 7年超10年以下 | 492,838 | 323,273 | 169,323 | — | — | 606,209 | 392,266 | 213,706 | — | — |
| 10年超 | 1,312,780 | 1,290,955 | 21,815 | — | — | 1,381,379 | 1,358,550 | 22,819 | — | — |
| 期間の定めのないもの | 755,919 | 6,505 | 750 | 5,762 | — | 913,920 | 6,187 | 1,089 | 13,851 | — |
| 残存期間別合計 | 4,385,132 | 3,018,904 | 615,207 | 7,142 | — | 4,752,417 | 3,171,807 | 671,496 | 15,404 | — |

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

| 種類 | 期別 | 期首残高 | 期中増減額 | 中間期末残高 |
|------------|----------|--------|-------|--------|
| 一般貸倒引当金 | 令和2年度中間期 | 11,534 | 269 | 11,803 |
| | 令和3年度中間期 | 11,507 | △468 | 11,038 |
| 個別貸倒引当金 | 令和2年度中間期 | 10,950 | △972 | 9,978 |
| | 令和3年度中間期 | 10,613 | 417 | 11,031 |
| 特定海外債権引当勘定 | 令和2年度中間期 | — | — | — |
| | 令和3年度中間期 | — | — | — |
| 合計 | 令和2年度中間期 | 22,484 | △702 | 21,781 |
| | 令和3年度中間期 | 22,121 | △50 | 22,070 |

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

| 地域別・業種別 | 令和2年度中間期 | | | 令和3年度中間期 | | |
|---------------|----------|-------|--------|----------|-------|--------|
| | 期首残高 | 期中増減額 | 中間期末残高 | 期首残高 | 期中増減額 | 中間期末残高 |
| 国内計 | 10,950 | △972 | 9,978 | 10,613 | 418 | 11,031 |
| 国外計 | — | — | — | — | — | — |
| 地域別合計 | 10,950 | △972 | 9,978 | 10,613 | 418 | 11,031 |
| 製造業 | 1,192 | △397 | 795 | 785 | 146 | 931 |
| 農業、林業 | 10 | 12 | 22 | 104 | 116 | 220 |
| 漁業 | 27 | △3 | 24 | 25 | 54 | 79 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 585 | 13 | 598 | 533 | △12 | 521 |
| 建設業 | 723 | 52 | 775 | 756 | 66 | 822 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 情報通信業 | 238 | △3 | 235 | 240 | △47 | 193 |
| 運輸業、郵便業 | 815 | 73 | 888 | 726 | △200 | 526 |
| 卸売業、小売業 | 1,616 | △140 | 1,476 | 1,396 | △40 | 1,356 |
| 金融業、保険業 | 18 | △1 | 17 | 14 | 4 | 18 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 1,505 | 362 | 1,867 | 2,624 | △74 | 2,550 |
| 各種サービス業 | 2,727 | △726 | 2,001 | 2,144 | 167 | 2,311 |
| 地方公共団体 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 1,489 | △216 | 1,273 | 1,259 | 240 | 1,499 |
| 業種別合計 | 10,950 | △972 | 9,978 | 10,613 | 418 | 11,031 |

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 業種別 | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|---------------|----------|----------|
| 製造業 | 21 | 8 |
| 農業、林業 | — | — |
| 漁業 | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — |
| 建設業 | 14 | 44 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — |
| 情報通信業 | — | 19 |
| 運輸業、郵便業 | — | 2 |
| 卸売業、小売業 | 78 | 85 |
| 金融業、保険業 | — | — |
| 不動産業、物品賃貸業 | 18 | 17 |
| 各種サービス業 | 83 | 80 |
| 地方公共団体 | — | — |
| その他 | 1 | 0 |
| 合計 | 218 | 257 |

リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(単位：百万円)

| | 令和2年度中間期 | | 令和3年度中間期 | |
|------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 格付適用 | 格付不適用 | 格付適用 | 格付不適用 |
| 0% | 51,216 | 1,137,448 | 61,733 | 1,400,509 |
| 10% | — | 147,407 | — | 157,021 |
| 20% | 156,349 | — | 121,135 | 711 |
| 35% | — | 235,003 | — | 264,522 |
| 40% | 500 | — | 500 | — |
| 50% | 303,276 | 107 | 164,968 | 159,122 |
| 70% | 500 | — | 500 | — |
| 75% | — | 560,070 | — | 564,205 |
| 100% | 43,582 | 1,677,455 | 30,029 | 1,751,816 |
| 150% | — | 1,702 | — | 833 |
| 250% | — | 4,606 | — | 4,605 |
| 合計 | 555,427 | 3,763,801 | 378,868 | 4,303,349 |

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限定されております。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号、第226条（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）並びに第226条の4第1項第1号及び第2号（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|--------------------|----------|----------|
| 適格金融資産担保 | 60,288 | 65,829 |
| 適格保証又はクレジット・デリバティブ | 370,804 | 420,050 |

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

| | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|------------------------------|----------|----------|
| グロス再構築コストの額の合計額 (A) | 977 | 8,015 |
| グロスのアドオンの合計額 (B) | 7,234 | 8,712 |
| 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C) | 8,212 | 16,727 |
| 派生商品取引 | 8,212 | 16,727 |
| 外国為替関連取引 | 4,415 | 6,699 |
| 金利関連取引 | 538 | 420 |
| 株式関連取引 | — | — |
| その他取引 | — | — |
| クレジット・デリバティブ | 3,258 | 9,607 |
| (A) + (B) - (C) | — | — |
| 与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後) | 8,212 | 16,727 |

（注）原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

該当ありません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

| | | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|------------------|------------|----------|----------|
| クレジット・デリバティブの種類 | | | |
| クレジット・デフォルト・スワップ | プロテクションの購入 | 0 | 0 |
| | プロテクションの提供 | 58,254 | 67,191 |
| トータル・リターン・スワップ | プロテクションの購入 | — | — |
| | プロテクションの提供 | — | — |
| 合計 | プロテクションの購入 | 0 | 0 |
| | プロテクションの提供 | 58,254 | 67,191 |

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

| | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|-----------------------------|----------|----------|
| 信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ | 0 | 0 |

長期決済期間取引

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

| | 令和2年度中間期 | | 令和3年度中間期 | |
|--------------------------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 中間連結貸借対照表計上額 | 時価 | 中間連結貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場している出資等又は株式等エクスポージャー | 36,560 | | 46,079 | |
| 上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー | 8,725 | | 8,143 | |
| 合計 | 45,285 | 45,285 | 54,223 | 54,223 |

売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|-----------|----------|----------|
| 売却に伴う損益の額 | 1,200 | 94 |
| 償却に伴う損益の額 | △891 | △9 |

中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

| | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|---|----------|----------|
| 中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 9,047 | 11,839 |
| 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | — | — |

■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
|-------------------|----------|----------|
| ルック・スルー方式 | 90,804 | 113,262 |
| マンドレート方式 | 14 | 79 |
| 蓋然性方式 (250%) | — | — |
| 蓋然性方式 (400%) | — | — |
| フォールバック方式 (1250%) | — | — |
| 合計 | 90,819 | 113,342 |

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドレート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| 項番 | | △EVE | | △NII | |
|----|-----------|---------------------|----------|---------------------|----------|
| | | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 | 令和2年度中間期 | 令和3年度中間期 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 43,078 | 19,652 | 14,565 | 16,514 |
| 2 | 下方パラレルシフト | — | 96 | 1,818 | 1,392 |
| 3 | スティープ化 | 31,063 | 7,825 | | |
| 4 | 最大値 | 43,078 | 19,652 | 14,565 | 16,514 |
| 5 | 自己資本の額 | 令和2年度中間期 226,666 | | 令和3年度中間期 231,047 | |

(注) 銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当社グループの金利リスク量計測の対象としておりません。